第一種略帽			略帽のともぎれの台地に、金色金属製の桜花をつけた金色金属製のいかりの周囲を金色輪金で囲んだものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
第二種略帽			黒色ラシャの台地に銀色金属製の桜花をつけた金色金属製のいかりをつけ、下部を金色金属製の桜葉及び銀色金属製の桜つぼみで囲んだものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
女性帽章 正帽	幹部自衛官及び准海尉		黒色ラシャの台地に金色金属製のいかりの周囲を金色輪金で囲み、その上位に銀色金属製の桜花をつけ、下部を金モール製の桜葉及び銀モール製の桜つぼみで囲んだものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
	海曹長以下		黒色ラシャの台地に金色金属製のいかりとその上位に銀色金属製の桜花をつけ、下部を金色金属製の桜葉及び銀色金属製の桜つぼみで囲んだものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
甲	幹部自衛官及び准海尉		金色しま織線の上位に金色モール製の桜花一個をつけたものを左右のそでに巻きつけるものとする。
	海曹長から三等海曹まで		黒色のラシャ製台地にしま織又は刺しゆうによる金色Ｖ字形線をつけ、その最上位の金色Ｖ字形線の上位にしま織又は刺しゆうによる金色弧状線をつけたものとし、海曹長たる自衛官にあつては、しま織又は刺しゆうによる金色弧状線の上にモール製又は刺しゆうによる金色のいかり一個及び桜花一個を組み合わせたものをつけ、一等海曹から三等海曹までの自衛官にあつては、しま織又は刺しゆうによる金色弧状線の上位にモール製又は刺しゆうによる金色の桜花一個をつけたものとする。
	海士長以下		それぞれの各階級に応ずる別表第二㈠イの階級章甲と同じとする。ただし、防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官にあつては、台地の色は、濃紺色とし、防衛大臣の定める海曹候補者以外の自衛官にあつては、台地の色は、黒色、Ｖ字形線及び桜花の色は、赤色とする。
	海将補以上		黒色の布製台地に金色モールを張り、銀色モール製の桜花及びいかりをつけたものとする。
	一等海佐から准海尉まで		黒色の布製台地に刺しゆうによる金線をつけ、その上位に刺しゆうによる金色の桜花一個をつけたものとする。
			黒色の布製台地に刺しゆうによる銀色Ｖ字形線をつけ、その最上位に刺しゆうによる銀色弧状線をつけ、その上

帽章 正帽	幹部自衛官及び准海尉		黒色ラシャの台地に金色金属製のいかりの周囲を金色輪金で囲み、その上位に銀色金属製の桜花をつけ、下部を金モール製の桜葉及び銀モール製の桜つぼみで囲んだものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
	海曹長から三等海曹まで		黒色ラシャの台地に金色金属製のいかりとその上位に銀色金属製の桜花をつけ、下部を金色金属製の桜葉及び銀色金属製の桜つぼみで囲んだものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
	海士長以下		黒色八丈織の鉢巻式とし、前面に所属を示すものとして防衛大臣が定める文字、両端にいかり各一個を金色の金版打としたものとする。形状は、図のとおりとする。
略帽			略帽のともぎれの台地に、金色金属製の桜花をつけた金色金属製のいかりの周囲を金色輪金で囲んだものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
女性帽章 正帽	幹部自衛官及び准海尉		黒色ラシャの台地に金色金属製のいかりの周囲を金色輪金で囲み、その上位に銀色金属製の桜花をつけ、下部を金モール製の桜葉及び銀モール製の桜つぼみで囲んだものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
	海曹長以下		黒色ラシャの台地に金色金属製のいかりとその上位に銀色金属製の桜花をつけ、下部を金色金属製の桜葉及び銀色金属製の桜つぼみで囲んだものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
略帽			女性略帽のともぎれの台地に、金色金属製の桜花をつけた金色金属製のいかりの周囲を金色輪金で囲んだものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
甲	幹部自衛官及び准海尉		金色しま織線の上位に金色モール製の桜花一個をつけたものを左右のそでに巻きつけるものとする。
	海曹長から三等海曹まで		黒色のラシャ製台地にしま織又は刺しゆうによる金色Ｖ字形線をつけ、その最上位の金色Ｖ字形線の上位にしま織又は刺しゆうによる金色弧状線をつけたものとし、海曹長たる自衛官にあつては、しま織又は刺しゆうによる金色弧状線の上にモール製又は刺しゆうによる金色のいかり一個及び桜花一個を組み合わせたものをつけ、一等海曹から三等海曹までの自衛官にあつては、しま織又は刺しゆうによる金色弧状線の上位にモール製又は刺しゆうによる金色の桜花一個をつけたものとする。